

平成21年第10回葛巻町議会定例会会議録（第5号）目次

（輝くふるさと常任委員会）

平成21年3月11日

【開会】

【議案第8号～議案第22号審査】

日程第1	議案第8号	平成20年度葛巻町一般会計補正予算（第4号）	1
日程第2	議案第9号	平成20年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算 （第3号）	16
日程第3	議案第10号	平成20年度葛巻町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）	17
日程第4	議案第11号	平成20年度葛巻町老人保健特別会計補正予算（第2号）	17
日程第5	議案第12号	平成20年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算 （第2号）	17
日程第6	議案第13号	平成20年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計補正予算 （第2号）	18
日程第7	議案第14号	平成20年度葛巻町国民健康保険病院事業会計補正予算 （第1号）	18
日程第8	議案第15号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	22
日程第9	議案第16号	美術品取得基金条例を廃止する条例	22
日程第10	議案第17号	公共施設等整備基金条例	31
日程第11	議案第18号	町有自動車事故に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定め ることに関し議決を求めることについて	34
日程第12	議案第19号	町有自動車事故に係る和解に関し議決を求めることについて	34

日程第 13	議案第 20 号	固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めること について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35
日程第 14	議案第 21 号	岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減 及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議に関し議決 を求めることについて・・・・・・・・・・・・・・・・	35
日程第 15	議案第 22 号	町道路線の認定に関し議決を求めることについて・・・・・・・・	36

平成21年第10回葛巻町議会定例会会議録 第5号 (輝くふるさと常任委員会)

告示年月日	平成21年2月10日(火)					
招集年月日	平成21年3月4日(水)					
招集の場所	葛巻町役場					
会 期	平成21年3月4日～平成21年3月16日 13日間					
会議の月日	平成21年3月11日(水) 開会10時00分 閉会13時50分					
応招・不応招 議員及び出席 並びに欠席議員 (凡例) ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 遅 遅 早 早	議席番号	議員氏名	出欠席の有無	議席番号	議員氏名	出欠席の有無
	1	柴田 勇雄	○	6	橋場 清廣	○
	2	鈴木 満	○	7	高宮 一明	○
	3	姉帯 春治	○	8	辰柳 敬一	○
	4	小谷地 喜代治	○	9	鳩岡 明男	○
	5	山岸 はる美	○	10	中崎 和久	
会議録署名議員	2番	鈴木 満		5番	山岸 はる美	
会議の書記	議会事務局長	阿部 実		議会事務局総務係長	檜木 幸夫	

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
	町長	鈴木 重男	建設水道課長	馬 渕 文雄
	副町長	觸澤 義美	教育委員会教育次長	近藤 勝義
	教育長	村木 登	病院事務局長	鳩岡 修
	監査委員		農業委員会事務局長	荒谷 重
	総務企画課長	野頭 諭	総務企画課総務室長	村中英治
	住民会計課長	村上 久男	総務企画課総合政策室長	丹内 勉
	健康福祉課長	山形 米蔵	総務企画課財政係長	大久保 栄作
農林環境エネルギー課長	入月 俊昭			

(開会時刻 10時00分)

委員長 (高宮一明君)

あいさつをします。ご苦勞様です。

これから輝くふるさと常任委員会を開会します。

ただいまの出席委員は9名です。定足数に達していますので会議は成立しました。

今日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しているとおりです。

これから今日の議事日程に入ります。

議事の進行上、各委員および当局にお願いします。質問する委員は、質問する箇所のページ数を示して簡潔にお願いします。なお、質問事項は1回につき、2、3点に区切り行い、関連した質疑以外は、改めて発言の機会を求め、行っていただくようお願いします。また、質疑応答の際は、職名を言ってから、簡潔にお願いします。

最初に日程第1、議案第8号、平成20年度葛巻町一般会計補正予算(第4号)を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。姉帯委員。

姉帯春治委員

私も勉強不足でございますけども、30ページのデントコーンの補助金事業について、この前一般予算の方で質問させていただきましたが、補正ではとっていないような話を聞いたわけですが、ここに計上されている部分について、説明をいただきたいなと思っております。できれば、この前、昨年度は7,956,000円なのを、386,000円の予算ですが、その分減ったわけでございますけども、330,000円、そのときには補正でも、これで間に合うのかと言ったときに、補正では考えていたということにはなかったわけですが、どういう、私の、補正に出てきている部分について認識不足なのか。これはマイナスになるわけですか。この3,473,000円というのは、4,480,000円のマイナスになるわけですか。そうすれば、この前の一般予算の中のとおりでよいということになりますか。分かりました。まず、朝早くから恥をさらしたような気がしますが。

それと、32ページの市部内の水路整備費の事業について伺います。

それと、32ページの林業振興費、いろいろ林業に対しては森林保全特別対策事業や、または緑資源とか、そういうふうな事業が出てきていますが、ただ、例えば受け皿になった森林組合とか、労務班とか、そういうことで今あちこちから林業を目指して後継者、または定住者が来ていますが、それに対して、さっぱり一般予算の方でも、または補正でも見られませんが、そういう枠は見受けられませんが、そういう方々たちにどのような、その対策がここに入っているのか。もし入っているとすればお聞かせ願いたいと思います。

また、林業ばかりではなくて、やはり町が斡旋して人を紹介したということであれば、やはり特にも林業関係は、せっかく来てくれた人たちに申し訳ない話ですが、やはり研修期間ということで、やはり自分は当たり前仕事をしていたと思うかと思いますが、やはり使っている側としては、非常に作業面で落差があると、そこに、やはり町と

しても、紹介した場合に、何らかのてこ入れをしなければならないのかなど思っております。その2点をよろしくお願い申し上げます。

委員長（高宮一明君）

建設水道課長。

建設水道課長（馬淵文雄君）

市部内地区の排水路の修繕工事の内容でございますけれども、昨年20年7月28日に田部地区に大雨が降りまして、そのとき一部床下浸水等がありまして、その住宅の部分の排水路につきましては修繕が終わっているところでございます。そのところから馬淵川に通じる水路、延長100メートルほどでございますけれども、その部分、それから断面1メートルくらいのU字溝といいますか、ふた付きのものでございますけれども、それを修繕しようとするものでございます。

委員長（高宮一明君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（入月俊昭君）

林業関係の就労対策といいますか、後継者対策といいますか、につきましては、国の方におきまして緑の雇用というようなことで、森林組合さんを核とした従事者に募集といいますか、声掛けをして今積極的に取り組んでいただいております、そのような雇用対策を専門とする森林組合の方をお願いしているところでございます。

そのような中で、やはり森林環境の整備というようなこと等につきましては、今予算にもお願いをしております高性能機械の導入とか、または定住対策の方では住宅等の斡旋とか、そのようなものを図りながら、農山村のPRをしながら、定住対策を図ってまいりたいと思っておりますが、一般会計予算としての措置は、それとしての予算は、ただいまのところ計上されていないというようなことでございます。

それから、デントコーンの関係につきましては、当初予算でちょっと大きく見込んでおったのが若干減ったということで、当初924ヘクタールほどを想定してとっておったものが、537ヘクタールほどに減少したというような現状でございますし、新年度につきましては、先般お答え申し上げましたとおり、万全を期して高騰対策をとってまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

委員長（高宮一明君）

姉帯委員。

姉帯春治委員

先ほどの森林については、やはり事業を持ってきてくれて、県、または他町村がやられていない事業も確かにいただいて、たくさんお仕事をさせていただいたことについて

はありがたく思っています。ただ、私が言っているのは、やはり他町村から葛巻の、例えば森林組合で働かせていただきたいという方々が、中には山に携わったことのない方がたくさん来ているはずです。その方々が、その日から一人前の事業を、やはりそれに伴っていけないと私は思っています。それについて、やはり森林組合、または労務班の方々が大変お金の部分で苦勞しているし、または作業面でも、今年も2件くらい山林で亡くなっている方があります。そういうことで、やはり県の方には、かなり森林組合も労務班も指導されておられると思いますが、そのこの部分の、やはり監督責任というか、そういうものについて、しっかりと仕事、それから安全面を考えていくには、やはり経験者の人がそばにいないければ事業ができないということで、そこに森林組合さん、または労務班の仕事をしている方々が、非常に金銭面では大変なのかなと私は思っていますが、その辺を考えてくれているのか。または私の勉強不足で、ここに何か見えているのか、その辺を私は聞きたいと思っております。

委員長（高宮一明君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（入月俊昭君）

今緑の雇用制度につきましては、月90,000円の助成があるというようなことでございます。それによりまして研修なり、働くなりをしていただいて、今森林組合では2年くらいの研修をしながら、一人前に育てるといような様子になっているようでございますけれども、やはり一人前になるには2、3年は要すると、山仕事は危険だといようなこともございまして、各班といひますか、労務班に1名程度くらいが適切ではないかと、あまりいっぱいそこに入れても労務の指導なり、または危険回避なりが出てくるものですから、そのような状況でございまして、やはりいっぱい、いっぱいといふうなことには、なかなか難しいのかなと思っておりますが、そういうふうな事業を導入しながらやっておるといことでございまして、町の方としての今支援につきましては、そちらの方をお願いをしているといようなことでございます。

委員長（高宮一明君）

姉帯委員。

姉帯春治委員

今県の方から90,000円の緑の雇用といことで、ただ、それは県の方の考えで出しているのであって、町としてはどうなのかといことを、私は聞いております。それと、やはり90,000円で、おそらく専門、山に携わっている方々たちから聞いてもいいと思ひますけれども、90,000円を勉強期間として県の方から補助を出しているといことで、到底合わないはずだと思ひます。おそらく働いている方々には本当に申し訳ないのですけれども、本当の勉強期間といことでありますので、まずその辺を詳しく、町としてはどういふうに考えていくのか、これからも。

委員長（高宮一明君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（入月俊昭君）

賃金の助成とか、そういうふうなことは、なかなか今のところ難しいのかなと思って
おりますが、また、緑の雇用の関係は90,000円が事業体の方に交付になるわけでご
ざいます。ほかに1日いくらというふうな賃金を加算してお支払いをしているという
ような現状でございます。そのほかには、住宅のお世話とか何とかは、町の方でも取り扱
っていきたいと思っておりました。

委員長（高宮一明君）

副町長。

副町長（触沢義美君）

私からも少しお答え申し上げさせていただきますが、今国の方では一次産業への従事
者の受け入れというようなことで、今積極的に受け入れる方向に進んでおりますし、県
の方もその意向を踏まえながら、その一次産業、農林業への従事者の移行ということ
を重点的に今取り組んでいくような状況になってきております。そういう状況を踏まえな
がら、町の方としても今後検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解賜りたいと思
います。

委員長（高宮一明君）

姉帯委員。

姉帯春治委員

葛巻で何か森林組合で働いている方々に緑の雇用とか、そういうので来た人たちに
聞きますところ、暮らしていくのに大変だよということは、みんなにそういうふうな声
があります。ですので、やはり、せっかくほかから来て住めるように、そして、ずっと
補てんをしていくということではないので、やはり国で定めている期間の、一人前にな
る、そして一人前として働ける、そして一人前として支払うことができるような段階に
なれば、そういうことはないと思いますけども、その辺をひとつ今後考えていただきた
いと思っております。

まず、それは終わりますが、先ほどの市部内の水路ですが、先ほど建設水道課長から
説明がありましたけども、今の段階で、その水路等が大丈夫、対応できる水路を作っ
ていただいたのか、その辺をお聞かせ願えればと思います。

委員長（高宮一明君）

建設水道課長。

建設水道課長（馬淵文雄君）

ここの修繕工事を予定している箇所は排水状況でございますが、3方向から雨水等が集中して、それで1か所に集まって、そして馬淵川の方に流れる構造になっているものでございます。そうしたことを十分に考えた設計を予定しておりますので、現在のところ、相当の雨量に対しても耐えられる修繕工事を進めていきたいというふうに考えておるものでございます。

委員長（高宮一明君）

姉帯委員。

姉帯春治委員

おそらく馬淵川まで行くまでの距離が、かなりあると思いますが、その中間あたりをおそらく補修していただいたと、このように思っていますが、やはり雨が降ればどうこうではなくて、今まで、現状であふれて、大した被害を被っているということで、農林課の方に治山事業等も含めた中のお願いをしているわけですが、その辺も早急に治山工事を、あれは本当は建設課でしたか、建設課だと思いますが、そういうのも含めながら、やはり途中だけの水路を直して、それで全部を飲み込めるような、下の方の部分はおそらく手をかけていないのではないのかなと思いますし、だからお願いをしていた治山事業、それを早く進めてもらうことに対して、そういうのが省けるのではないかなと思いますので、その辺の考えはどうか、お願い申し上げます。

委員長（高宮一明君）

建設水道課長。

建設水道課長（馬淵文雄君）

治山事業につきましては担当が違うわけでございますけれども、その事業と結びつけながら、この馬淵川に接する排水路の部分を考えてものでございまして、その市部内地区の治山事業につきましても、建設水道課といたしましても、早急な改善が必要であるというようなこと等につきましては、県の方にも申し上げておるところでございます。県におきましても、そのような状況につきましては、了解したというような回答をいただいております。

委員長（高宮一明君）

姉帯委員。

姉帯春治委員

県としても、去年議会でも、そして町としても相談をしながら、県に対して要望をあげていただきました。早急に調査費の予算を付けていただいたわけでございますけれども、やはり調査費の予算を付けていただいたということではなくて、やはり、それから早く、

できれば事業に取り組んでほしいなと思いますが、その辺をよろしくお願い申し上げます。終わります。

委員長（高宮一明君）

橋場委員。

橋場清廣委員

25 ページ、上の方に子育て応援特別手当がございます。テレビとか、新聞等でも取りざたされておりますけども、具体的な手当の、こういった部分の手当なのか。また、対象人数はどのようになっているのかお伺いをいたします。

それと 34 ページですけども、生活対策臨時交付金の中で、今回地域活性化の、炭の科学館の改修工事が計画されておりますけども、現在の建物をどのように改修工事をされるのか。内装かと思っておりますけども、その点をお伺いします。

それと、その下の次のページにプレミアム商品券がありますけども、商工会ではなくて、協同組合の方との連携といたしますか、といった形で、実際に発行する際の、こういった連携をもって、この発行に及ぶのか、そういったあたりをお伺いしたいと思っております。

委員長（高宮一明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（山形米蔵君）

1 点目の子育て応援特別手当についてお答えいたします。この手当は昨年 10 月に国の方で決定されたものでございまして、現下の経済状況に鑑みまして、複数のお子さん、多子世帯と言っておりますけども、お持ちの家庭に対して、その負担、子育ての負担をいくらかでも軽くしようというのが趣旨でございまして、平成 20 年度限りの単年度の事業でございまして。

それで、対象は 18 歳以下のお子さんがある世帯で、その第 2 子のお子さんが 3 歳から 5 歳、いわゆる保育園、幼稚園等に通っている年齢のお子さんたちでございまして、その子どもが対象となります。

支給の対象は世帯主に支給されるということでございまして、世帯主の方から申請していただきまして、交付することになっております。1 人当たり 36,000 円が支給されます。これにつきましては、ただいま進めております定額給付金と合わせまして、現金でおあげするというようなことで、本町における対象世帯は 64 世帯で、対象のお子さんは 65 人ということになってございまして、総額で 2,340,000 円ほどが給付される見通しです。以上です。

委員長（高宮一明君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（入月俊昭君）

炭の科学館の改修工事の内容でございますが、外装塗装を予定してございます。

委員長（高宮一明君）

総務企画課長。

総務企画課長（野頭諭君）

定額給付金に関わるプレミアム商品券の発行事業の連携の仕方等についてのご質問でございますけれども、現在支給に向けて早急にとり進めるということで、今事務手続きを進めておりますけれども、これにつきましては集中交付方式ということで、4月6日から4月13日までの土、日を含めての集中交付ということで、午後の7時まで総合センターで交付をするというふうに、今進めているところでございます。

連携につきましては、総合センターの会場の一部を商業協同組合さんにも利用してもらいながら、現金の支給を考えてございますので、その場でプレミアム商品券も速やかに購入できるような形で、お互いに連携をしてきたいというふうに考えているものでございます。以上でございます。

委員長（高宮一明君）

橋場委員

橋場清廣委員

子育て応援の方についてお伺いしますけれども、これは単年度ということで、テレビとか新聞なんかで見て、あるいは議論をいろいろ聞きますと、やはり私は今の少子化の状況の中でこれこそ、何と申しますか、市町村それぞれの実情に応じたものを単独で、できる範囲の手当ではないのかなど、そんな気がします。こういったあたりは国、あるいは県のというよりも町独自の、そういった特色ある一つとして打ち出せる事業ではないかなと思っておりますけれども、その点についてお伺いします。

それとプレミアム商品券ですけれども、同じフロアの中で、例えばデスクを設けると思っておりますけれども、同じフロアの中で、そういったお客さん、お客さんといいますか、町民が流れて交付を受けられるような、そういう仕組みなのか。あるいは1階、2階とか、違った形でやるのか、その点実務的に、もうちょっと詳しくお願いします。

委員長（高宮一明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（山形米蔵君）

今回の子育て応援特別手当に伴って、町独自の給付の考えはないかということでございますが、今回、今申し上げましたとおり国の単年度の事業ということでございますが、これは子育て支援対策の一つとして行われるものでもあろうかと思っております。新年度で予

算計上しております妊婦さんの健康診査、現在5回ですが、これを最も理想的な14回に増やすというようなこと、これも国の施策でございますが、県の各市町村と足並みをそろえて、本町でも14回に増やしました。それから、保育料の軽減措置につきましても、全市町村が行っておりますが、葛巻の場合は従前から行っておりまして、ただいま35市町村中14番くらい、軽減率が高い方と申しますか、措置を講じております。また、乳幼児等の、あるいは妊産婦さんの医療費助成についても今行っているところでございますが、いずれ、こういう母子、あるいは子どもたちの健全な育成を願う施策としては幅広いものがございますので、その中の一つとして、これからどのように子育て応援を進めていけばよいか内部で話し合いながら、検討をしてみたいと思いますので、ご了承いただきたいと思っております。

委員長（高宮一明君）

総務企画課長。

総務企画課長（野頭諭君）

具体的な支給の方法、あるいは連携の仕方ということでございますけれども、現在考えておりますのは、総合センターのホールを支給会場として予定してございます。それで、5チームで配置を考えてございます。中で現金支給を、確実に支給をするということで万全な職員体制で、チームを組み合わせながら、5チームのチームを組み合わせながら交付に当たるというふうになってございますけれども、プレミアム商品券の販売場所につきましては、総合センターのホールの入口あたりに配置をお願いすることで、現在取り進めているものでございます。いずれ、流れ的には、必ずそこを通過して販売できるような利便性というものを図っていきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

委員長（高宮一明君）

橋場委員。

橋場清廣委員

最後に1点だけ、その際に警備、大金が持ち込まれるわけですので、その警備についてはどのようにお考えですか。

委員長（高宮一明君）

総務企画課長。

総務企画課長（野頭諭君）

チームは5グループと申しましたけれども、さらに警備、監視体制も当然その場所に職員を配置しながら、現金を取り扱うものですから、厳重な体制をとっていきたいと、口座振替の場合は振り込め詐欺とかありますけれども、今回は、いわゆる現金支給ですので、

その辺は十分な管理体制をとってまいりたいというふうに考えてございます。

委員長（高宮一明君）

ほかに。鈴木委員。

鈴木満委員

ページ数 24 ページですけれども、保育所改修工事の 5,000,000 円、どこの保育所か、その辺お伺いしたいと思います。

それから、29 ページのジュニアホルスタインクラブの活動助成費がマイナスの金額が出ておりますけれども、現在の人数をお知らせ願いたいと思います。

それから、38 ページの葛巻高等学校の振興協議会 491,000 円、通学費分となっておりますが、その内容等お知らせ願いたいと思います。

委員長（高宮一明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（山形米蔵君）

保育所の改修工事についてでございますが、五日市保育園の保育室の床、あるいは遊戯室、ホールでございますが、ここの床修繕、それから小屋瀬保育園の外壁等の修繕ということでございます。いずれも昭和 45 年、47 年という、35 年以上経過した古い建物でございますが、本来であれば緊急に直したいところで、次年度以降に予定をしておりましたが、今回の国の対策事業を利用して、新年度早々から着手したいというものでございます。

委員長（高宮一明君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（入月俊昭君）

ジュニアホルスタインクラブの減につきましては、北海道におきます共進会等の研修というようなものの参加人数が、ちょっと足りなかった関係で減になったところでございます。

会員数につきましては、今調べておりますので、ちょっとお待ちいただきたいと思っております。大変失礼いたしました。52 名になってございます。

委員長（高宮一明君）

教育次長。

教育委員会教育次長（近藤勝義君）

葛巻高等学校教育振興協議会補助金の通学費分についてお答えをいたします。現在葛

巻高等学校に通学をする生徒、町内の生徒につきまして、6キロメートル以上の通学距離を有する方々に対しまして、今年度の実績としましては82名になりますが、キロ2,500円の計算で支給をしております。ですから、6キロですと15,000円で、20キロ以上50,000円を限度としておりまして、82名に支給をしております。

それから、久慈市山形町方面から、現在3人の生徒がおりますが、この足確保としましては葛巻タクシーさんに、振興協議会と葛巻タクシーとの運行契約というふうになりますが、1日当たり往復5,600円で運行していただいております。

そのほかに下宿代補助金としまして、2人対象になっておりますが、下宿代の3分の1、現在は15,000円の支給になっておりますが、この対象は2人、その合計が3,290,000円ということで、当初の予算より491,000円不足しましたので、今回補正をお願いするものでございます。

委員長（高宮一明君）

ほかに。辰柳委員。

辰柳敬一委員

27ページをお伺いいたします。病院事業管理経費の中の68,000,000円、いわゆる情報システムの整備であります。この整備によって、いわゆる患者から見た場合、どのように変わっていくのか。あるいは病院内部から見て、どういったところが大きく変わっていくのか、その辺についてお知らせを願いたいと思います。

委員長（高宮一明君）

病院事務局長。

病院事務局長（鳩岡修君）

国の補正よりも事業でございますが、68,000,000円見込んでございます。電子カルテの整備というものでございますが、現在のシステムはオーダーリングシステムといって、電子カルテの一部の部分について運用しておりますが、平成14年に整備されたものでございます。今回の電子カルテにつきましては、従来の紙によるカルテのシステムに代わりまして、電子処理、コンピュータ処理による管理というふうに変更したいというものでございます。診療記録、あるいは検査の情報、それからレントゲンの画像につきましても、システムの中に入れたいというものでございます。これによりまして、転記の作業等の部分で省略できますし、カルテの移動がないという部分でのスピード化が測られるというふうにご考えてございます。転記がないということで、データの正確性も保たれるというふうにご考えてございます。移行時においては若干、正常な状態に慣れるまでの期間は要するというふうには考えておりますが、これが入った時点での効果は、医師の軽減も含めて大きいのかなというふうにご考えてございます。画像につきましては、診療報酬等の部分でも、フィルムレスという方向に進んでいるという状態の中での移行を検討するものでございます。よろしくお伺いいたします。

委員長（高宮一明君）

ほかに。柴田委員。

柴田勇雄委員

私の方から6ページの債務負担行為、追加として二つほどの債務負担行為が出ておりますが、一つ目の森林組合の事業運転資金の活用状況と、その運用額について、同じく畜産開発公社の、これについても同じく運転資金の、このセーフティネット資金の活用状況と運用額について、実績をお尋ねいたしたいと、このように思います。

それから10ページの町民税の個人では10,763,000円ほど補正の増額というふうなことになるようになっておまして、私の認識が甘かったのかどうか分かりませんが、大変この所得割においては厳しいというふうな認識を持っておりましたけれども、今回10,763,000円ほどの補正額が出てまいりました。厳しい、厳しいと言われながらも、この補正額に至った増額要因はどのような中身だったのかなど。

さらに、この個人の町民税につきましては、去年は161,899,000円の19年度の決算が出ているわけで、逆に今回の補正では、それが172,885,000円で、10,000,000円以上も、総額においても増額になっているというふうなことで、何となく、この説明がピンとこないような、都合の合わせたような形での、減ったり、増えたりしているような感じがしてならないわけです。そういったような増額要因についてお尋ねをいたしたいと思っております。

また、次の法人については4,953,000円ほどの減額になっております。これについては対前年度対比いたしましても、去年は35,150,000円ほどの実績があって、今回は22,435,000円の、このように最終的に見通しているようでございますから、これは何となく、法人税割についても、だいぶ厳しいというふうな感じでもございましたけれども、この個人と法人について、非常にこれまでの経過からして分かりづらい、私は説明を受けてきたような感じがいたしますので、その点についてお尋ねをいたしたいと思っております。

次に、同じページの地方交付税でございますが、今回特別交付税ということで67,000,000円ほどの増額というふうなことのようでございますが、特別交付税ですから、特殊事情等が反映されているとは思われますけれども、これも19年度には283,000,000円ほど交付されておりますので、その額からいたしますと1億円以上も下回ってはいるものの、今回は67,000,000円ほどの増額というふうなことになるようになっております。当初予算では130,000,000円ほどの予算計上をしているようでございますが、この増額要因の部分についてお尋ねをいたします。まず、この3点についてお尋ねをいたします。

委員長（高宮一明君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（入月俊昭君）

畜産開発公社の資金運用の状況からご説明申し上げますと、過去5年ほどのあれを見ますと、16年度末に342,300,000円、17年度末におきましては279,228,000円、18年度末で298,320,000円、19年度末で341,312,000円の資金になっておりまして、この限度額が5億円ということになっておりますので、そのエリアで運営なされておるといような状況でございます。

森林組合の方の50,000,000円の補償でございますけども、通年物が流通をしているというように中で林産、または委託加工、両方あるわけでございますが、月ごとに見ますと、全体の中の50,000,000円というようにことの中での資金運用がなされておるのでございます。

委員長（高宮一明君）

住民会計課長。

住民会計課長（村上久男君）

町税、個人税、歳入の所得割額でございますが、10,763,000円の増ということで補正予算を組ませて、要求させていただきましたが、まず20年度当初予算要求をする場合、やはり19年度のベースを参考にいたしまして、10パーセント減、課税標準額減ということで見込んだわけでございますが、実質5パーセント程度の減を見込んだわけでございますが、最終的に実績見込みということで課税額確定いたしまして、10,763,000円の増というふうになったものでございます。当初予算と、新年度の予算と今年度の予算、若干ずれがあるのではないかというふうなお話でございますが、いずれにいたしましても申告によります、あるいはその年の、何ていいますか、対象者の出入り等によりまして、人数等の増減もあると思っておりますが、20年度につきましては申告等、課税総額が確定したというふうなものの内容のものでございます。

それから、法人税割額につきましては、4,953,000円の減といたしました。当初予算のときにも若干説明させていただきました。固有名詞を出させて、ちょっと出さないと説明しかねますのであれですが、これは風力発電等の法人事業税等の確定によって、大きく毎年増減しているものであります。多い年でありまして法人税割額で25,000,000円になった年もありますし、少ない年ですと、やはり10,000,000円を切るというふうな年もありました。非常に、その年の事業内容によりまして大きく変化するものでありまして、20年度におきましては、そういうふうな事業不振といえますか、そういうことではないとは思いますが、いずれ、その法人税が確定する時点で、営業の内容というふうなものが大きく左右してまいります。20年度におきましては、残念ながら中間申告等にもマイナスというふうなことになっておりまして、減額をせざるを得ないというふうな実態となったものによりまして、実績見込みということで10,423,000円となったものでございます。よろしく願いいたします。

委員長（高宮一明君）

総務企画課長。

総務企画課長（野頭諭君）

3点目の特別交付税のご質問でございますけれども、特別交付税につきましては今回67,000,000円ほど増額補正をお願いしたものでございますけれども、従来3月交付分が前倒して12月に交付されたことによりまして、昨年度同期と比べまして70,000,000円ほど増加になったものでございます。ただ、全体的な交付につきましては、さらに3月交付がございますので、3月交付の時点で特殊事情等を考慮されて、交付されるということでございます。現時点では、前年度と比較いたしますと86,000,000円ほど少ないわけではございますけれども、3月交付分を期待しているところでございます。いずれ、12月交付につきましては、昨年度と比べまして、新たに増えた新規項目、公立病院の改革プラン、あるいは個人住民税の特別徴収システム開発等、新たに増えた項目もございますし、さらに3月に繰り延ばして交付していた部分が、12月に前倒しになった部分で今回増額になったというふうなものでございます。最終的な確定は3月というふうなことになります。以上でございます。

委員長（高宮一明君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

債務負担行為の関係で、畜産開発公社の部分、この出入り状況についてはお伺いいたしましたので分かりました。

森林組合の部分についても出たり入ったり、それは運転資金ですから当たり前のことなのですが、この辺あたりをもう少し、事業内容を把握してお答えしていただかなければ、何となく質問したような感じにもならないわけですよ。回答いただいたような感じもしないわけですね。その50,000,000円の限度で、多分事業運転資金を回していると思うのですが、例えば30,000,000円で運転資金したのは何回とか、20,000,000円でやったのは何回とか、そのくらい年度間にあると思うのですよね。それで、ゼロ回答のような運用額を示すというふうなことは、いかがなものでしょうかね。もう一度お尋ねをいたしたいと思います。

町民税の関係なのですが、申告とか、そういうふうな理由があるようでございますが、増える分については差し支えない、しかも、こういったような所得割で増えてくること自体はあれなのですが、少なく見積もっていた場合については厳しい、厳しいというようなことで、低額というような感じになって、その辺あたりがどうも、私は見通しがはっきりしないような、その場当たりの内容説明のような感じがしてならないわけです。こういったような部分についても、もう少し精査の上、私も申告がくれば確定することくらいは知っております。ですから、この辺あたりの見通しがついた時点でも、調整するのならば調整していただきたいと思うのですが、その点はいかがでしょう。

それから次に、地方交付税について、お尋ねをいたしたいわけですが、まだ3月交付については、まだ、ここに入っていないというふうなことなわけですが、昨年

の実績が283,000,000円ほどになっておりますが、その確定の際には、こういったような部分につきましては、昨年度並みくらいには交付が期待できる予想、想定しているのか、その点についてお尋ねをいたしたいと思います。

委員長（高宮一明君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（入月俊昭君）

大変失礼をいたしました。

事業の内容を含めまして、ちょっとお話をさせていただきたいと思います。通常の森林組合さんの動きといいますか、事業をお聞きしますところによりますと、今原油とか、えさの高騰等の対策等ありまして、森林組合さんに山を買ってくれというようなこと等も非常に多くなっているようでございますが、通常20,000,000円程度のそういう動きが通常であるのが、今40,000,000円程度あるのかなという話もお聞きしております。立木在庫とか、また、カラマツ集成材の人气が今非常に高くなっておりまして、非常にその製品の流通が多くなっているというようなこと等がございまして、それら等の委託加工の分を従来から30,000,000円ほど、林産を20,000,000円ほどというふうな、ひとつの目安を付けまして、うちの方でも資金の状況をお聞きしているところでございます。それが、資金回収となりますと、やはり2か月くらいのベースで動いてくるというような格好の運用状況になっておるようでございまして、それを、30,000,000円、20,000,000円くらいを、ひとつの目途に動いているという中での資金運用ということになってございます。

委員長（高宮一明君）

住民会計課長。

住民会計課長（村上久男君）

町税、個人税、所得割の件でございまして、申告を受けまして、例年課税が始まりますのが6月からということになっておりまして、6月時点では申告に伴う課税総額というのは確定するわけでございますが、当初予算に対しまして、やはり大きな増減等がある場合には、早めに対応していかなければならないものと思っております。予算の課税総額の確定時期、それらの増減が大きいとき等には、適宜補正等を組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

委員長（高宮一明君）

副町長。

副町長（触沢義美君）

特別交付税の見込みでございまして、これにつきましては、国全体としては5パーセ

ント程度の減と申しますか、そういう形になる見込みだというお話も聞いておりますが、そういう中で岩手県としては、10パーセント程度の減額になるような、厳しい状況にもあるというお話も聞いております。いずれ、最終的には先ほどお話申し上げましたように、3月の20日過ぎが最終交付ということになる見込みでございますので、そういう状況に、今国、県の状況は、そういう方向にあるということでございます。よろしくお願いたします。

委員長（高宮一明君）

ほかに。小谷地委員。

小谷地喜代治委員

27 ページのごみ焼却場の管理経費の部分の施設修繕料ですけれども、こういったようなところを修理するのをお伺いします。

それから、29 ページの畜産業費の中のいわて希望農業担い手応援事業の低コスト牛舎整備が減額になっておりますけれども、その内容をお聞かせいただきたいと思っております。

委員長（高宮一明君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（入月俊昭君）

修繕費の方でございますけれども、これはバグフィルター、ダイオキシンの関係のフィルターでございますけれども、そのろ布の交換、棒状のものが168本ほど入って、飛散しないようにしておるわけでございますが、その改修をしたいというものでございます。

それから、いわて希望農業の関係でございますけれども、低コスト牛舎、これは県の事業に町がかさ上げしておるものでございますが、遠矢場地区で低コスト牛舎を予定しておりましたが、都合で事業をちょっと見送るといようなこと等がございまして、その事業変更をいたしまして、簡易草地更新の機械と簡易パドックを県に申請をし、事業を執行したというので、その実績による減でございます。

委員長（高宮一明君）

小谷地委員。

小谷地喜代治委員

そうすると、焼却場の修繕料の部分は、何年かに1回、そのフィルターとか、そういった部分を交換しなければならないというようなことでしょうか。

委員長（高宮一明君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（入月俊昭君）

3年前後というような話を伺っておりまして、今現在調子があまりよくないというようなことで、修繕ということがございますが、前は18年の2月に改修をして、今まで使っておった施設でございます。

委員長（高宮一明君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、討論は本会議で行うこととし、これから議案第8号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第8号、平成20年度葛巻町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

ここで11時15分まで休憩します。

（休憩時刻 11時00分）

（再開時刻 11時15分）

委員長（高宮一明君）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に日程第2、議案第9号、平成20年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、討論は本会議で行うこととし、これから議案第9号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第9号、平成20年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に日程第3、議案第10号、平成20年度葛巻町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、討論は本会議で行うこととし、これから議案第10号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第10号、平成20年度葛巻町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に日程第4、議案第11号、平成20年度葛巻町老人保健特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、討論は本会議で行うこととし、これから議案第11号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第11号、平成20年度葛巻町老人保健特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に日程第5、議案第12号、平成20年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご

異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、討論は本会議で行うこととし、これから議案第12号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第12号、平成20年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に日程第6、議案第13号、平成20年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、討論は本会議で行うこととし、これから議案第13号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第13号、平成20年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に日程第7、議案第14号、平成20年度葛巻町国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。橋場委員。

橋場清廣委員

7ページの報酬のところ、診療応援医師報酬12,000,000円の減額です。これは医大からだったかどうか。その次のページの一番下に、諸会費として今度は応援医師の派遣費ということで、これは増額になっております。ここら辺は、医大からは減ったけども、ほかの中央病院とか、そういった応援をいただいた結果がこうなったのか、その点についてお伺いします。

委員長(高宮一明君)

病院事務局長。

病院事務局長（鳩岡修君）

お答えいたします。7ページの4節、報酬の減額でございますが、これにつきましては県立中央病院からの応援医師の部分につきまして、うしろの諸会費の負担金に組み替えするために減額したものでございます。よろしく願いいたします。

委員長（高宮一明君）

橋場委員。

橋場清廣委員

これは病院の、多分事情があって、このような実績結果になったということからの補正なのかどうかお伺いします。

委員長（高宮一明君）

病院事務局長。

病院事務局長（鳩岡修君）

支払いの方法が、報酬の場合に個人、岩手医大の先生方に対します部分につきましては、報酬からの支払いについては個々、個人の先生方に直接お支払いするという形になってございますし、県立中央病院からの応援につきましては、病院からの派遣という形になってございまして、病院にお支払いするという、事務処理上のことによる違いでございます。

委員長（高宮一明君）

橋場委員。

橋場清廣委員

すみません。ちょっと私質問と答弁の理解に苦しむのですが、勉強不足かもしれませんが、この報酬と諸会費は、いわゆる中央病院と県立病院との違いから支給方法が違っていると、医大は個人に払うけども、中央病院、ほかは病院に支払うというふうなことだったと思いましたが、方法そのものは変わっていないわけで、結局どちらかのお医者さんの応援が得られなくて、どちらかが増えたというふうなことではないのですか。その点お伺いします。

委員長（高宮一明君）

病院事務局長。

病院事務局長（鳩岡修君）

すみません。ちょっと要領が得なくて申し訳ございません。

そうです。岩手医大等から応援いただいていた部分での、応援できない部分について

中央病院に応援を依頼している部分がございます、その部分については中央病院に、病院へのお願いという形での支払いになってございます。岩手医大につきましては、それぞれの医局にお願いする形になってございまして、その分につきましてはおいでいただいている先生方に直接お支払いするという方法になってございます。

委員長（高宮一明君）

橋場委員。

橋場清廣委員

昨日は一般会計があったわけですが、ちょっと数字今忘れましたが、そうすると今後医大とかの医師派遣については、これから、それぞれの医大、あるいは中央病院等の事情からして、このような状況になってくるのか。あるいは今回だけこういうふうな、たまたま何か事情があつてのことなのかについてお伺いします。

委員長（高宮一明君）

病院事務局長。

病院事務局長（鳩岡修君）

お答えします。21年度の応援、当初の年度始めの部分については、現行の状態が当分続くというふうに考えてございます。県立病院の状況につきましても、まだ不透明な部分もございまして、その部分についての調整は若干発生するとは思いますが、今医大から応援いただけない部分について、中央病院からお願いするという形で診療を維持してございますので、その体制は当分するよう形になるかというふうに考えてございます。

委員長（高宮一明君）

橋場委員。

橋場清廣委員

県立病院、今大変な状況にあつて、お医者さんの引っ張り合いということがすでにあるようです。したがって、医大からの応援がなければ非常に厳しくなるだろうというのが予想されるわけですが、その辺の見通しはいかがでしょう。

委員長（高宮一明君）

病院事務局長。

病院事務局長（鳩岡修君）

委員おっしゃるとおり、県立病院につきましても非常に退職者があるという状態の中で医師を確保するという部分には苦慮されているという状況はそのとおりだと思いま

す。岩手医大につきましても、非常に医局にいらっしゃる先生方が減っているという状態の中で応援をいただいておりますので、その部分についての調整も非常に厳しい状態にはありますけれども、現在の状態につきましても当面維持いただけるというふうを考えてございます。小児科につきましても、今まで岩手医大からの応援をいただいていたのですが、1月から医局の方の手配ができないという状態になりまして、その部分については盛岡子ども病院から応援いただいておりますが、医局員の確保ができた時点では、また戻していただけるというふうな状態での応援をいただいておりますので、当面非常にそれぞれが厳しい状態にある中でございますけれども、最も常勤医2人という状態で運営している当院にとりましても、非常に厳しい状態ですけれども、運営してまいりたいというふうを考えてございます。逆に診療科によっては、当院からほかの病院に一時的に応援するというようなこと等も考慮しながら、応援をいただいきたいというふうを考えてございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

委員長（高宮一明君）

ほかに。柴田委員。

柴田勇雄委員

5ページお願いします。今年度の経営安定化対策費30,000,000円、一般会計からの繰り入れということで、ここに計上になっているわけですが、この30,000,000円を繰り入れたことによって、平成20年度の病院会計の収支はどのような形になってくるのか。それからまた、21年度では50,000,000円当初予算に計上しておりまして、累積赤字の解消のためというふうなことを大前提としているわけですが、この30,000,000円については、この累積赤字も解消に向けられるような状態にあるのかどうか。その視点についてお伺いをいたしたいと思います。

委員長（高宮一明君）

病院事務局長。

病院事務局長（鳩岡修君）

お答えします。予算での収支という部分でお話しますが、この補正によりました収益収支の収支につきましては、予算上890,000円の黒字という見通しでの予算編成になってございます。若干の不用額等が当然に見込まれますので、それは下回らない額での黒字決算になるかというふうを考えてございます。21年度の部分での安定化分50,000,000円を繰り入れいただくという、当初予算の計上になってございますけれども、50,000,000円につきましても特別利益という部分で、計上から外れた特別な形での利益というふうに捉えてございまして、これは累積を削減するために設けるという考えでございまして、それを除きました通常の計上分については、基準内の繰り入れをもって収支のバランスをとれるというふうな見通しでございまして。

委員長（高宮一明君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、討論は本会議で行うこととし、これから議案第14号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第14号、平成20年度葛巻町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に日程第8、議案第15号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、討論は本会議で行うこととし、これから議案第15号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第15号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に日程第9、議案第16号、美術品取得基金条例を廃止する条例を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。橋場委員。

橋場清廣委員

このあとにも新たな条例の制定が提案されておりますけども、こういった基金条例などはその時代に合った、その時代のまちづくりの一環として目指したものを提案し、そして議会の議決を経て条例を制定するというようなことになっております。そして、今回は廃止なわけですけども、当然その基金とはいえども、世の中の流れとか、情勢に応じて臨機応変に、これは対応すべきだろうと思います。したがって、今回の廃止、これはやはり流れだろうと思います。ただし、そういった背景があって条例制定された基金

であります。その事業が今までどういうふうな流れにあったのか。そして、こういうわけで今回廃止するのだよという、この理由付けはやはり必要だろうと思います。提案する際に、これは議会に対しての礼儀だろうと思います。その内容についてお伺いいたします。

委員長（高宮一明君）

総務企画課長。

総務企画課長（野頭諭君）

美術品の取得基金の件についての、ただいまのご質問でございますけれども、この基金につきましては平成10年の総合計画策定時に、17年度までの目標とした、自然と人間との共生を原点に魅力的な葛巻高原、酪農、文化の町をテーマに計画を策定してございます。その中で、基本戦略の中で、エコパーク平庭構想、あるいはクリーンエネルギーの推進、さらには3点目として葛巻リフレッシュビレッジ構想、このリフレッシュビレッジ構想の中で、健康ゾーン、あるいは文化ゾーン、食、宿泊ゾーンと、その中の主要事業の中で、文化施設等の整備事業ということで、具体的に美術館、図書館、郷土資料館というふうな形で計画をしてきたわけでございますけれども、議員ご指摘のとおり、さまざまな経済状況等を踏まえながら、さらに15年度からの計画の中では、さらに15年から19年度までの計画の中では、地域の資源を宝に変えて幸せを実感できる町というふうなことをテーマに掲げながら、安心して暮らせる町、あるいは自然と共に生きる町、人・文化・交流で元気になる町というふうな柱を立てながら、その中で特にこの文化施設の事業については、この時点で住民の意向調査等も踏まえながら、生涯学習ステーションを計画するというので、具体的には公民館、図書館、文化ホールというふうな流れで計画がなされてきたところでございます。

それから併せて、これまで行政改革大綱第3次、第4次の中で、自立可能な財政構造の構築というのがございまして、第3次の時点におきましても基金の見直しが項目の中にありまして、中山間地域の振興基金、あるいは交流研修基金が17年3月で廃止され、新たに地域づくり振興基金が制定されてきたという経過がございます。このような、いわゆる行政改革に基づく部分が1点ございますし、さらには計画が見直されてきたという経過の中で、今回美術品については廃止ということでお願いをするものでございます。以上でございます。

委員長（高宮一明君）

橋場委員。

橋場清廣委員

これまで議会も、あるいは当局も真剣にこの問題は、この数年ですね、議論した経緯がないと、いわゆる関心がなかったと言っても過言ではないかと思えます。我々自らもそういうふうに反省しておりますけれども、推進するにしても、見直すにしても、これ

は、やはり時の流れにただ、ただ流されたなというふうな気がしております。いわゆる作者も作品も財産ですね。これを活かせなかったと、活かさなかったのか、活かせなかったのかよく分かりませんが、これは今ある作品等も、町長室を始め何点か、何か所かにあるわけですが、やはり、あるものは有効に使いたいし、そういった意味では私、エコパークの時代、いろいろと事業が計画された際に、縮小になったわけですが、その際に公社あたりが葛巻の玄関口として置ければ、公社のイメージも芸術文化を取り入れたものとして非常にイメージが高まるなど、私は当時そう思ったものです。そういったことから、今あるものを、財産ですよ。そういった漆とのつながりも財産ですし、作品も財産、これは今あるものをどのように有効に活かすか。これは残された宿題ではないでしょうか。その点、どのようにお考えでしょうか。

委員長（高宮一明君）

教育次長。

教育委員会教育次長（近藤勝義君）

教育次長から、文化、芸術の振興というような観点から答弁をさせていただきます。今委員からご指摘ありました財産と申しますのは、勝正弘先生が制作する漆絵だろうというふうに思いますが、実際に基金を利用して取得をしたものが5点ありまして、金額にしますと29,000,000円ほどになります。そのほかに同氏からいただきました作品が33点、合計38点ありまして、役場庁舎の玄関にも展示をしてあります。葛巻中学校にも展示してあります。それから道の駅ほすなある、これも、やはり玄関口ですので、設置当時あそこにも実際に展示をしてあります。そのほか民間のアットホームへの貸し出し等がありまして、これらをいかに町民の目に触れながら、そういった関心を高めるかということにつきましては、教育委員会として考えていかなければならない部分だというふうに思っております。高額なものでありますから、管理の部分も非常に神経を使う部分がありますが、これまでも地区文化祭等に貸し出した経緯等もありますので、機会あるごとに、例えば生涯学習フェスティバルだとか、そういったところで披露するというふうな、展示をするというふうな部分を、これから考えていきたいというふうに思っております。そして町民の皆さんの目に触れるようなところに展示をしながら、町民の文化、あるいは芸術に関する想いを図って、推進していければいいなと思っております。

委員長（高宮一明君）

橋場委員。

橋場清廣委員

生涯学習の担当の立場でいろいろと今お話いただきましたが、町長、公社の理事長として、いわゆる今おっしゃったように作品が多いわけですので、今ある施設にとっても、これは一部ですよ。したがって、そこらへんも利用して、公社をですね、公社と

どうか、周辺を利用して、建物までは建てなくても、あるいは、そういった展示をする工夫をすれば、ドームを含めて、できるような気がしますけども、どうでしょうか、その辺のお考えは。

委員長（高宮一明君）

町長。

町長（鈴木重男君）

今橋場委員のお話であります、以前に橋場委員は公社の施設に設置すればというお話でありました。そのようなご意見が議会内にあったということは今初めて伺ったわけでありまして。当時私も畜産公社の責任ある立場におったわけでありまして、その時点では一切伺ったことがなかったのであります。今初めて伺ったわけでありまして、その当時そういう話を伺っておれば、設置する場所も建設の段階で整えることは可能であったろうというふうに思います。皆さんの総意がそのようなことであれば、今後考えてまいりたいというふうに思います。

委員長（高宮一明君）

ほかに。姉帯委員。

姉帯春治委員

やはり、かなり高級な商品を買入れたということで、そんなに勝先生に対しても、私としては、そういうふうな大事な作品を誰の目にも触れないところに置くのも、私はいかがかなと思いますし、また、その商品については、全部保険をかけているのか。そして、もし保険をかけて、盛岡、その辺の方に貸し出して、少しでも利益を得られるような方法をとるべきかと思っておりますけども、また、テレビ等を見ても、美術品というのは、ただ空いているところに作品を展示してよいということではなく、施設等から、そういうふうなこともしっかりと計算をして、その美術品を置くのを建設しているというのを目にしているわけですが、その辺も含めてひとつお願い申し上げます。

委員長（高宮一明君）

教育次長。

教育委員会教育次長（近藤勝義君）

作品に保険をかけているかというご指摘ですが、そういう保険をかけるとかというふうな対応はとっておりません。それから保存につきましては、作品そのものが比較的管理しやすいといえますが、日光を当てないだとか、そういうものでありますので、展示をしていない部分に関しては、総合センターに管理をしております。ただ、それぞれ学校とか、庁舎等に展示をしてあるものについては、少し水分を供給する、蒸発して水分を送れるような体制だとか、そういう体制を取りながら展示をしておりますので、比較

的管理は難しくないとこのように思っております。

それから、町外等の貸し出しで、利益を得るかどうかは別としまして、貸し出しについてのお話もありましたが、仮にそういった希望等が、県の美術館であったり、公的な部分からの申し出があれば、それなりの検討をしなければならないというふうに思っておりますが、個人的なものであれば、ちょっとそれは対応できないのかなというふうに、現在では考えております。

委員長（高宮一明君）

姉帯委員。

姉帯春治委員

今テレビ等を見ても、そういうふうな商品は紛失しているということが、かなりあるわけですが、そういうことを見ていけば、保険をかけていないということは、私はおかしいと、そういうふうな大事なものであれば大事なほど保険をかけて、そして貸し出しをしている方々等にも、そういう対策をして課さなければならないと私は思いますし、または保険もかけていない、誰かがよろければ転ぶようなところにも置くところもあります。ただ、そういうことについて保険もかけていない、例えば盗まれても保険はないということとなれば、これは非常に商品としても、どういうふうに判断したらいいのか、大事なのか、大事ではないのか、その辺も含めてご検討いただきたいと思いますが、その辺はどういうふうに考えていますか。

委員長（高宮一明君）

教育次長。

教育委員会教育次長（近藤勝義君）

現在貸し出しをしている、あるいは展示をしておるものにつきましては、しっかりとしたショーケースに入っておりますから、事故等での破損というのは、まずあり得ないのかなと。ただ、紛失とか、盗難とか、そういったご心配だろうというように思いますが、当然貸し出しをするものにつきましては、それなりの責任をとっていただくというもとの貸し出しとなります。

あと、全作品について保険の必要がどうかということにつきましては、これからの運用の中で検討させていただきたいというふうに思っております。

委員長（高宮一明君）

姉帯委員。

姉帯春治委員

今お話聞きますと、借受人が責任をもって借りていくということですが、そうした場合、例えば紛失した場合、借りた方が紛失した商品についてはお支払いするということ

の約束になっていますか。

委員長（高宮一明君）

教育次長。

教育委員会教育次長（近藤勝義君）

お答えいたします。そこまでの厳密な取り交わしができているかどうかという、できていませんが、いずれ借りているものに関する管理責任は問わなければならないというふうに考えております。

委員長（高宮一明君）

姉帯委員。

姉帯春治委員

やはり、その辺はきちっと決めていただいて、そして貸し出すのもいいだろうし、また借りる側としても安心して借りられるのではないのかなど、このように私は思いますので、その辺をもう一度。

委員長（高宮一明君）

教育委員会次長。

教育委員会教育次長（近藤勝義君）

お答えをいたします。今後の貸し出し等の運用につきましては、十分に内容等確認をしながら対応させていただきます。

委員長（高宮一明君）

ほかに。柴田委員。

柴田勇雄委員

日本を代表する漆芸作家の作品でございます。勝先生の作品なわけでございます、その作品点数も38点、その中で寄贈をしていただいているものが33点というふうなことなわけです。それで、これにつきましては勝先生の考え方も、ご自分の美術館とか、作品館を建てるというふうな話でも、このような、多分たくさんの作品を寄贈されていたのではないのかなど、私は思います。そこで、これまでも、どのような形でやっていくかもいろいろ検討されたような状況にもあるわけでございますが、特に最近では平庭のエコパーク構想の中にでも、こういったような一堂に展示できるようなものがないのかどうかというようなことも、いろいろ話題にのぼったわけでございますけども、平庭パークの構想についても、あのように縮小され、今の小さな施設1棟だけというふうなことで、これまた日の目を見ていないわけです。どうですか、町内のこのような先

生、なかなか私は出ない。そしてまた、この貴重な、高額な先生の作品なわけでございますので、私は38点もある、こういったような作品を、いわゆる大切に、そしてまた、宝として、地域の宝でもあるわけです。こういったような部分については、これからでも私は遅くはないかと思えますけども、一堂に展示できるような、そういったようなものも考えていかなければ、先生に対してあまりにも私は失礼に当たるような感じがしてなりません。ただ、この条例を廃止していいというようなことだけではなくて、背景にはそのような先生に対する礼儀が、私は全くなっていないような感じもいたすわけでございます。そういったようなところで、廃止するに当たって、勝先生の作品が大部分なわけでございますので、そういったような先生の作品を一堂に展示できるような、そういったような構想についても、今後の計画の中に計上するような考えがあるのかどうか、まずその点についてお尋ねをいたしたいと思えます。

委員長（高宮一明君）

副町長。

副町長（触沢義美君）

お答え申し上げます。これまでの経緯につきましては、総合計画等に位置付けた経緯につきましては、総務企画課長の方からも申し上げたわけでございますが、そういう中で、平成8年にこの基金を創設しながらスタートしてまいりまして、その中で5点の、町としての購入もし、そしてまた、33点の勝先生からの寄贈もしていただきまして、そういう思いの中での、今お話ありましたように実現できなかったことは、非常に残念にも思っておるところでございます。しかし、その経緯の中にも申し上げておりますように、時代が大きく、時代といいますか、行財政改革等々がございまして、計画の見直し等もありまして、そういう中に県がエコパーク構想として盛っている中に、どうしても山の文化といいますか、そういったふうなことも組み合わせながら、エコパーク構想の中で位置付けたいというような思いの中で、県の方にもお願いを申し上げてきたわけでございますが、県も同じような状況にございまして、全体的に規模を縮小しなければならないというような状況になりまして、現在のような形の中に見直しをせざるを得なかったというような状況で非常に残念に思っておるところでございます。

そういう中で、今後の活用につきましては、教育次長からも申し上げましたが、それぞれのところの活用という部分等を図りながら、現在あるものを有効的に町民の目に触れるような形の中で企画していただくということが一つでございますし、もう1点につきましては、今後の施設整備等におきまして、そういう展示も含めて可能な状況といいますか、そういったふうなものを含めながら、できる限りそういったふうな部分についても展示できるように努めてまいりたいと、このように思っておりますので、ご理解を賜りたいと思えます。

委員長（高宮一明君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

まず、38点のたくさんの作品ですが、いろいろな管理の方法があると思いますけども、まず、私はこの展示施設ができるまでは、いろいろ有効活用を図ることは当然なわけではございますけども、作品に、まず傷つけない、大切な作品の取り扱いを願うものでございますし、また、こういったような何かの施設に合わせた展示施設は、ぜひ私は整備が必要かと思われますので、次期計画策定する際には、この優先度が高い計画になるよう望むものでございますので、先ほど副町長が答弁いたしましたけども、もう一度この部分については、町内の日本を代表する漆芸作家であります。町長のお答えをもう一度お願いいたします。

委員長（高宮一明君）

町長。

町長（鈴木重男君）

先ほど副町長から申し上げたとおりでございます。

委員長（高宮一明君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

それだけでは誠もないような感じがしますが、計画に載せないというような気持ちでの今の答弁ですか。あまりにもあっけない、副町長のとおりというようなことではなくて、町長自身の考えは全然ないのですか。

委員長（高宮一明君）

町長。

町長（鈴木重男君）

勝先生にも失礼に当たるのではないかという柴田委員のお話でありました。もちろん、それもそのとおりであったろうと、この長い間そのとおりであったろうというふうにも思いますし、また、多くの町民にも触れないような形で、この間、長い間経過したことも、私はやはり大きな問題であろうというふうに思うわけでありました。そういうふうなことから、過去のいろんな問題をしっかりと検証しながら、さらに、そしてまた、管理上についても今後問題のないように、我々もしっかりと知識を得ながら、多くの町民に触れるように、いろんな施設に今後とも、より一層努力してまいりたいというふうに思うわけでありました。

一堂に会してというお話でありましたが、一堂に、1か所にとということにつきましては、現時点ではお約束はできないだろうというふうには思うわけでありましたが、現在も

分散されながら、いろいろな箇所に設置をしており、多くの町民に触れるようにはしておるわけでありますけども、すべてのものがそうはなっていないわけでありますので、できる限り早期に、これについては考えてまいりたいというふうに思います。よろしいでしょうか。

委員長（高宮一明君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

差異はあると思いますが、事業所名は少なくともしゃべっていただきたいなど、そうでなければ先生に対する、あまりにも失礼に当たりますよ。そう思います。いずれ機会がありましたならば、この展示できるような施設を、町民、それからまた、町内外の方々にも見ていただくような、そういうふうな芸術文化の振興に、もっともっと力を入れていただきたいということを申し上げて、この分については終わります。

委員長（高宮一明君）

ここで1時30分まで休憩します。

（休憩時刻 12時04分）

（再開時刻 13時30分）

委員長（高宮一明君）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

質疑に入ります。質疑ありませんか。山岸委員。

山岸はる美委員

町では近年俳句で文化の薫るまちづくりとしていますが、当町出身者で漆を寄贈していただいたり、三浦梧樓さんからは、これからの葛巻の子どもたちにと育英資金をいただいたりしております。これからの葛巻の子どもたちには、本物に触れる機会が多ければ多いほど、心豊かな人間形成の一助となれば、そんな思いで皆さんから町に対して、いろいろな寄附や寄贈をいただいております。やはり今回こういう、今回基金条例を廃止する提案がありましたが、いただいたものは、私たちは今後後世に伝えていく宝物であります。今回このような形になるわけではあります、今まで皆さんから町に対して多額のご芳志をいただいた分を、私たちは何かの形に変えて敬意を表明していかなければならないと思いますが、その点について1点お聞かせください。

委員長（高宮一明君）

副町長。

副町長（触沢義美君）

今山岸委員さんの方から、総合的にいろいろ今回ご審議いただきました美術品、そのほか三浦梧樓さんからもいただいております。そのほかにも、そういう方々から、またさらに、高校の育英資金とか、さまざまいただきまして、今有効に活用させていただきながら、その趣旨に沿った形の運営と申しますか、それに努力しているところがございますが、おっしゃいますように感謝の思いと申しますか、それらにつきましては随時伝えてまいりたいと、このように思っております。

委員長（高宮一明君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、討論は本会議で行うこととし、これから議案第16号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第16号、美術品取得基金条例を廃止する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に日程第10、議案第17号、公共施設等整備基金条例を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。柴田委員。

柴田勇雄委員

最初に、この公共施設等の整備基金条例、新提案なわけでございますが、これまでの質疑の中でも基金、どの程度積み立ての予定かというふうなことに對しまして、5億程度というふうな話がありましたけれども、これについては目標額に近づけるような金額になるまで、どのような形で積み立てていくのか。何年ぐらいを目途に、こういったようなものに積み立てていくのかですね、そのあたりをお示しいただきたいと思っております。

それからまた、これは公共施設等でございますので、等というふうな意味、公共施設のほかにも何か整備基金に充てたいというふうな願いから、この等が入っているものなのかどうか。どのようなものを想定した上での等なのか、そのあたりについて説明をいただきたいと思っております。

委員長（高宮一明君）

副町長。

副町長（ 触沢義美君 ）

それでは1点目の目標額、5億円に対してどういう取り組みをしていくかということですが、これは全体的な財政的な状況にもよるわけですが、現段階では4、5年、3年から5年程度の中で、ぜひ5億円に達成できるように努めてまいりたいと、このように考えているものでございます。

委員長（ 高宮一明君 ）

総務企画課長。

総務企画課長（ 野頭諭君 ）

2点目の公共施設等整備基金の、この公共施設等の根拠といいますか、意味についてのお尋ねでございますけども、これにつきましては県、あるいは他市町村の基金条例等も参考にしながら、法規審査委員会等で検討をしたところでございますけども、盛岡市の場合は公共施設等という形ですし、県の場合は公共施設その他の施設というような形に規定をしているものでございますけども、公の施設の部分で、かなり公共施設の範囲が広く定義されてございます。いわゆる公共用の財産、あるいは施設という意味合いと、公用施設というふうな意味合いの使い方を、二つ使っている部分がございまして、当町では公共施設については一般的な学校であるとか、公民館とか、病院とか、保育所というふうなものを想定したものでございます。その他の施設については、等というふうな表現で、いわゆる行政財産の部類の一般的な事務所ですとか、県なんかの場合は研究所とか、職員の宿舍とかというふうな部分で、公の施設の使い方を根拠に公共施設等、公共施設の今言った部分の公共用の財産と公用財産の部分について、等というふうなことで分類をしたものでございます。以上でございます。

委員長（ 高宮一明君 ）

柴田委員。

柴田勇雄委員

まず、目標額5億円に近づけるための努力は、3年から5年で目標額に達成したいというふうな、今副町長からの答弁なようでございますが、この理由付けは昭和40年代、50年代に建物等が整備された関係上、老朽化した施設に充てたいというふうな提案理由もございました。そうしますと、こういったような部分についても、積み立てていきながらも、取り崩していかなければならない諸事情にもあるのではないのかなとも考えられるわけです。3年、5年待っておれますかね。その辺あたりはどうでしょうか。提案理由との関わりはどうですかね。

あと、この公共施設等の等でございますが、これは財産を分ける部分については、二つの部分で分けられるような感じがいたします。行政財産と普通財産に分けられているわけですが、これは行政財産、普通財産とも想定したような、等というふうな

感じでしょうか。その点についてお伺いをいたしたいと思います。

委員長（高宮一明君）

副町長。

副町長（触沢義美君）

今回の基金は改修、あるいは改築というようなことで、そうしますと、それ前に対応していく部分、あるいは、そういう形で改修等に対応していきますと、なかなかそういう対応が難しくなるのではないかとございますが、改修といたしましても大改修を、例えば大改修的な部分ということで、一定の規模になる事業費という部分を対象にしていく考え方でございますので、それ以外の公共的な施設の部分についての改修については、従来一般的な予算の範囲内で、その対応をしてみたいと考えておるものでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

委員長（高宮一明君）

総務企画課長。

総務企画課長（野頭諭君）

2点目の行政財産、特別財産も含むものかというお尋ねでございますけども、当然に両方含まれるものでございます。

委員長（高宮一明君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

次にお尋ねをいたしたいのは、公共施設等の整備基金条例も一定の目的を持ったものでございます。それに対しまして、財政調整基金というものがあるわけですが、これについては調整基金ですから、どのような使われ方をしてもよいというように私は解釈しているわけですが、ある意味では財政調整基金と公共施設等の整備基金、いわゆるダブリが出てくるような感じ、なきにしもあらずのような感じがするわけですが、例えば今後積み立てていく際には、この公共施設等の整備基金と、財政調整基金のすみ分けといいますかね、そういったような部分はどのような形で運用していくのか、その点についてお尋ねをいたしたいと思います。

委員長（高宮一明君）

総務企画課長。

総務企画課長（野頭諭君）

財政調整基金とダブリの部分があるのではないかとご指摘でございますけども、一

一般的に財政調整基金の場合は、ある面では災害とか、大きな災害、臨時的な部分で調整するという部分がございますので、その部分については建物を建てる部分と、ある意味での大きな災害等に対応するという部分で、すみ分けをしていくというふうな部分になるのかなというふうに考えてございます。

委員長（高宮一明君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、討論は本会議で行うこととし、これから議案第17号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第17号、公共施設等整備基金条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に日程第11、議案第18号、町有自動車事故に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについてを議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、討論は本会議で行うこととし、これから議案第18号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第18号、町有自動車事故に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に日程第12、議案第19号、町有自動車事故に係る和解に関し議決を求めることについてを議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、討論は本会議で行うこととし、これから議案第19号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第19号、町有自動車事故に係る和解に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に日程第13、議案第20号、固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについてを議題とします。

これから質疑に入ります。なお、本案は人事案件ですので、質問は私生活にわたらないようご注意願います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論を省略して、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、討論は省略し、これから議案第20号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第20号、固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第20号は原案のとおり同意されました。

次に日程第14、議案第21号、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、討論は本会議で行うこととし、これから議案第21号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第21号、岩手県市町村総合事務組合を組織する

地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に日程第15、議案第22号、町道路線の認定に関し議決を求めることについてを議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、討論は本会議で行うこととし、これから議案第22号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第22号、町道路線の認定に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

ここで2時まで休憩します。当局の方々は退席しても結構です。

なお、このあと第4会議室において、委員会発議案について協議しますので、移動願います。

(第4会議室へ移動)

(閉会時刻 13時50分)